

環技審第7号
令和4年7月26日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

宮城県環境影響評価技術審査会
会長 平野勝也



(仮称) 菅生太陽光発電事業に係る計画段階環境配慮書について（答申）

令和4年6月16日付け環対第137号で諮詢のありましたこのことについては、別紙のとおりです。



(仮称) 菅生太陽光発電事業 計画段階環境配慮書に係る答申

1 全般的な事項

- (1) 計画段階環境配慮書（以下、「配慮書」という。）段階において、事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）の全域に太陽光発電設備が設置される計画となっている。配慮書手続きは、事業実施による重大な環境影響の回避・低減を図るために、太陽電池発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「太陽電池発電設備等」という。）の位置・規模又は配置・構造（以下「配置等」という。）に関して複数案から1案に絞り込む過程の一つとして環境面の検討を行うものである。このことを念頭に、想定区域の適切な絞り込みを行い、その過程を以降の図書に記載すること。
- (2) 想定区域近傍に複数の住居が立地するとともに、想定区域及びその周辺には砂防指定地、土石流危険地区及び土石流危険渓流が存在し、本事業の実施による土砂災害の発生が懸念される。また、想定区域は小さな谷が入り組んだような地形をしており、谷部には湿性の希少な植物が生育する可能性がある。これらのことから、想定区域及びその周辺の自然環境や生活環境への影響を回避又は十分に低減できるよう、適切な造成計画及び太陽電池発電設備等の配置計画を検討すること。
- (3) 本事業は、仙台市内と村田町内の各想定区域を接続する自営線を公道に埋設する計画であるため、道路法に係る占有許可に関する道路管理者と早急に調整した上で、対象事業実施区域を設定すること。
- (4) 想定区域の絞り込みに当たっては、太陽電池発電設備等の配置等及び稼働並びに植生改変や人工緑地造成などによる動植物への影響、温室効果ガスの排出等、事業全体としての環境負荷の低減に最大限配慮すること。
なお、村田町内の想定区域から約11km離れた仙台市内での太陽光パネル1枚分の発電量は本事業の発電量にほとんど寄与するものではなく、村田町内の想定区域に変電施設や系統連系地点があり、発電効率及び工事の実施による環境負荷の増加を鑑み、仙台市の想定区域を想定区域から除外すること。
- (5) 想定区域周辺の住民、立地する村田町及び仙台市の関係者に対して、環境影響に関する情報を積極的に提供するとともに、理解を得ながら、事業を進めること。

2 個別の事項

(1) 騒音

イ 想定区域から200mの範囲に48戸の住居が存在し、最寄りの住居までの距離が約5mと極めて近いことから、施設の稼働に伴う騒音による生活環境への影響が懸念される。このため、太陽電池発電設備等の配置等の検討に当たっては、これら住居

等への影響の有無を評価した上で、方法書を作成すること。

- ロ 建設機械の稼働並びに資材及び機械の運搬に用いる車両の運行によって発生する騒音に対する環境保全措置について、実行可能な内容を以降の図書に記載すること。

(2) 地形及び地質

- イ 想定区域及びその周辺には、「砂防指定地」の渓流の流域及び「土砂災害警戒区域（土石流）（松ヶ日向沢、源蔵沢、および竜前沢）」が存在する。本事業による影響を調査、予測及び評価し、十分に安全側での設計を行うこと。造成工事等の土地改変行為による土石流発生の誘発等の重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、想定区域から除外すること。

- ロ プレート境界型や内陸型地震に伴う強震動による各種防災施設の損傷の程度を調査、予測及び評価し、以降の図書に記載すること。評価の結果、各種防災施設への影響が懸念される場合にあっては、より安全側での保全措置を検討すること。

(3) 反射光

- イ 調査に当たっては、反射光の影響を受けやすい集落や周辺道路を調査地点として設定すること。特に、想定区域に隣接して複数の住居が存在することを考慮し、十分な調査方法を設定すること。

- ロ 反射光による影響について、最新の知見を元に調査方法及び検証方法を設定し、適切に調査、予測及び評価すること。

(4) 動物

- イ 事業区域近傍の川沿いの薄暗いスギ林には希少な鳥類であるミゾゴイが生息する可能性があるため、「ミゾゴイの保護の進め方（環境省、平成28年）」に基づき調査手法を設定すること。

- ロ 排水路側溝への小動物転落の可能性を踏まえ、転落した動物が這い出し可能な構造を検討した上で、適切な調査方法を設定すること。

- ハ 歩行性の動物については、適切な調査手法を設定し、生息する種やその行動生態を把握すること。また、事業計画の具体化に当たっては、資材の輸送路等の新設や拡幅、フェンスの設置及び調整池の新設等の土地の改変による影響に配慮すること。

(5) 植物

- イ 想定区域は、小さな谷が幾つも入っているような入り組んだ地形であり、湿ったところに生育する植物の希少種が存在する可能性が高いことから、想定区域および

発電設備設置範囲の絞り込みに際して、谷部分の保全を優先的に検討すること。また、事業実施による影響を適切に調査、予測及び評価し、希少種の生育が確認された場合には、影響を回避する措置をとること。

- ロ 太陽光発電施設設置による被覆度や太陽光パネルの下の明るさを予測し、下層植生による土砂崩壊や洪水防止機能が担保できる設計とすること。

(6) 生態系

想定区域は典型的な里地里山の地域であり、生物多様性保全上非常に重要な生息環境である可能性が高い。今後の調査において希少動植物が確認された場合の対応について、影響を回避又は十分に低減できるようあらかじめ検討すること。

(7) 温室効果ガス

イ 温室効果ガスの排出量については、ライフサイクルの視点に基づき、造成時の森林伐採、原料の調達、製造、輸送を含む工事の実施及び施設の稼働並びに発電事業終了時の施設撤去及び廃棄までの過程を含めた積算とするなど適切に予測すること。その上で、事業実施による削減量を算出し、評価すること。

- ロ 本事業は主として村田町内で実施されるため、仙台市内と村田町内の想定区域を接続する自営線の敷設工事及び仙台市内に設置する太陽光発電設備等による温室効果ガスの排出量の影響について、送電によるロスを踏まえて前述した他の工程とは分けて個別に調査、予測及び評価すること。

なお、評価にあたっては、工事用車両による温室効果ガスの排出量だけではなく、片側通行によって自営線を敷設する道路を通行する車両から排出される温室効果ガスの増大分も含めた評価とすること。

(8) 放射線の量

事業実施によりホットスポットが形成される可能性があることから、土地の改変箇所の状況に応じて、放射性物質の飛散・流出等による影響について、土壤及びリター層の放射性物質濃度の調査する等適切に調査、予測及び評価すること。